

大 市 総 第 4 7 号
令 和 2 年 8 月 2 5 日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大 村 市 各 行 政 委 員 会 委 員 長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大 村 市 長 園 田 裕 史

市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 別 紙 (写) の と お り 告 示 し た の で 通 知 し ま す 。

大村市告示第164号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月25日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和2年9月2日（水） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第72号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市陸上競技場ほか計8施設）……………（1）
- 第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市民プール及び大村市屋内プール）……………（2）
- 第74号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市武道館）……………（3）
- 第75号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市児童体育館）……………（4）
- 第76号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市弓道場）……………（5）
- 第77号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市北部運動広場）……………（6）
- 第78号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市南部運動広場）……………（7）
- 第79号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市鈴田運動広場）……………（8）
- 第80号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市アーチェリー場）……………（9）
- 第81号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市黒木山小屋）……………（10）
- 第82号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市療育支援センター）……………（11）
- 第83号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市琴平岳展望所）……………（12）
- 第84号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市営住宅及び共同施設）……………（13）
- 第85号議案 市道路線の認定について……………（14）
- 第86号議案 土地の買入れについて……………（15）
- 報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………（16）
- 報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………（18）
- 第87号議案 専決処分の承認について（令和2年度大村市一般会計補正予算（第4号））
- 第88号議案 専決処分の承認について（令和2年度大村市一般会計補正予算（第5号））
- 第89号議案 専決処分の承認について（令和2年度大村市一般会計補正予算（第6号））

- 第90号議案 令和2年度大村市一般会計補正予算（第7号）
- 第91号議案 令和2年度大村市一般会計補正予算（第8号）
- 第92号議案 令和2年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第93号議案 令和2年度大村市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第94号議案 令和2年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第95号議案 令和元年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第96号議案 令和元年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第97号議案 令和元年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第98号議案 令和元年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第99号議案 令和元年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第100号議案 令和元年度大村市病院事業決算の認定について
- 第101号議案 令和元年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第102号議案 令和元年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第103号議案 令和元年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第104号議案 令和元年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第105号議案 令和元年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第20号 令和元年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第106号議案 公有水面埋立に係る意見について……………（20）

第72号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市陸上競技場
大村市野球場
大村市テニスコート
大村市補助グラウンド
大村市森園ファミリースポーツ広場
大村市郡中学校運動場夜間照明施設
大村市森園運動広場
大村市古賀島スポーツ広場
- 2 指定管理者 大村市幸町25番地33
一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団
理事長 酒井 辰郎
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第73号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市民プール
大村市屋内プール
- 2 指定管理者 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号
株式会社協栄
代表取締役社長 山田 賢治
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第74号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市武道館
- 2 指定管理者 大村市西三城町137番地
大村市武道館運営委員会
会長 溝上 敏紀
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第75号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市児童体育館
- 2 指定管理者 大村市富の原一丁目1248番地6
富の原一丁目町内会
会長 伊達 一徳
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第76号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市弓道場
- 2 指定管理者 大村市幸町25番地180
大村市弓道協会
会長 竹田 敏秋
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市北部運動広場
- 2 指 定 管 理 者 大村市松原本町 2 9 6 番地 4
松原地区町内会長会
会長 筒井 義人
- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 9 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第78号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市南部運動広場
- 2 指定管理者 大村市日泊町791番地
三浦地区体育振興会
会長 堀口 稔伸
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第79号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市鈴田運動広場
- 2 指定管理者 大村市陰平町970番地
鈴田地区社会体育振興会
会長 吉川 正嗣
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第80号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市アーチェリー場
- 2 指定管理者 大村市西部町143番地66
大村市アーチェリー協会
会長 馬久地 隆幸
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第 8 1 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市黒木山小屋
- 2 指 定 管 理 者 大村市久原二丁目 8 0 9 番地 1 4
大村山岳会
会長 松崎 文彦
- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 9 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 2 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市療育支援センター
- 2 指 定 管 理 者 大村市本町 4 5 8 番地 2
社会福祉法人大村市社会福祉協議会
会長 有川 晃治
- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 9 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 3 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市琴平岳展望所
- 2 指 定 管 理 者 大村市坂口町 5 0 0 番地 5
株式会社琴花園
代表取締役 大塚 真一
- 3 指 定 の 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 9 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第84号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市営住宅及び共同施設
- 2 指定管理者 大村市東三城町6番地1
株式会社シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第85号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
10095	皆同町1号線	皆同町	皆同町	
10096	皆同町2号線	皆同町	皆同町	
10097	皆同町3号線	皆同町	皆同町	
10098	皆同町4号線	皆同町	皆同町	
20222	富の原二丁目19号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20223	富の原二丁目20号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20224	古賀島町20号線	古賀島町	古賀島町	
30155	鬼橋町竹松町4号線	鬼橋町	竹松町	

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第86号議案

土地の買入れについて

次のとおり土地を買い入れる。

- 1 買入れの目的 市道中里原町線整備事業用地
- 2 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積
大村市東大村2丁目1808番6	原野	3,290.78㎡
大村市東大村2丁目1808番13	同上	1,961.05㎡
合 計		5,251.83㎡

- 3 取得予定価格 34,213,445円

- 4 買入れの相手方



令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

報告第18号

専決処分の報告について

大村市環境センターにおける自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

報告第19号

専決処分の報告について

大村市立桜が原中学校における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第106号議案

公有水面埋立に係る意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、令和2年8月21日付け2漁港許第1号をもって、長崎県知事から次のとおり公有水面埋立に係る意見を求められたので、異議ない旨意見を述べるものとする。

1 出願者

大村市玖島一丁目25番地

大村市

2 埋立の場所

大村市久原一丁目51番10、50番1に隣接する市道、その市道と市道に隣接する白地に隣接する防波堤の地先公有水面

3 面積

43.34㎡

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

令和2年9月2日提出

大村市長 園田裕史